

定期報告書の提出にあたっての注意事項

令和6年1月31日

- 1 令和6年2月1日現在の状況について報告してください。
- 2 報告対象家畜の種類と頭羽数
次の飼育頭羽数の場、又は肉や卵等を出荷している場合には追加の報告が必要となります。報告書が提出された後、当所から連絡します。

① 牛・水牛・馬	2頭以上
② 鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし	6頭以上
③ 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥	100羽以上
④ だちょう、エミュー	10羽以上
- 3 複数の農場（飼養場所）を所有されている方は、農場ごとに報告する必要があります。
- 4 複数種の家畜を飼養されている方は、家畜の種類、頭羽数にもれないよう記入して下さい。